

第36回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月23日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号
渋谷ストリーム ホール

決議事項

第1号議案

第36期剰余金処分の件

第2号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）更新の件

第3号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）
14名選任の件

目次

第36回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	7
事業報告……………	37
連結計算書類……………	64
計算書類……………	67
監査報告……………	70

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。
(<https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>)

**株主総会にご出席の株主様へのお土産の
配布は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。**

証券コード 9715
2021年6月1日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
トランス・コスモス株式会社
代表取締役社長兼COO 奥 田 昌 孝

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面または電磁的方法（インターネット等）により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁の「議決権行使等についてのご案内」に記載の行使期限までに、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号
渋谷ストリーム ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
※新型コロナウイルスの影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
計算書類の報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 第36期剰余金処分の件
第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）14名選任の件

以上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表については、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、当社ウェブサイトにて、修正後の事項を掲載いたします。
4. 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

第36回定時株主総会の模様の一部動画配信について

本株主総会の模様の一部（事業報告説明まで）を、後日当社ウェブサイトにて一定期間、公開いたします。

当日の撮影にご理解ご了承をお願い申し上げますとともに、感染防止の観点からご来場を見合わせた株主様におかれましては、是非ご活用ください。

《当社ウェブサイト》

<https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防および拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

<株主様へのお願い>

1. 「密集・密接・密閉」を避けるため、株主様におかれましては、健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただきますようお願いいたします。また、極力、事前に書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただきますようお願いいたします。

なお、本総会の模様（事業報告説明まで）は後日、当社ウェブサイトにて公開いたします。

2. 会場内の株主様の座席について十分な間隔を確保させていただくことから、座席数のご用意が少なくなっております。そのため、ご入場される株主様の人数を制限させていただくことがございます。
3. ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。マスクをお忘れの株主様におかれましては、会場入り口にマスクをご用意しておりますのでご利用ください。
また、マスクをご着用されない株主様のご入場は制限させていただきます。
4. 株主総会当日に発熱・風邪・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）などの体調不良症状がある場合には、ご来場をお控えいただくよう強くお願いいたします。
5. 株主総会当日は、会場入り口にて株主様の体温を計測させていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場を制限させていただきます。
また、激しい咳の症状などウイルスの罹患が疑われる場合においても、ご入場を制限させていただきます。ご入場後も、同様の症状がみられる場合には、ご退席をお願いすることがございます。
6. 会場入り口での体温計測時や受付にお並びの際は前の方から適切な距離を置いてお並びいただきますようお願いいたします。
7. 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、開催時間を短縮させていただくため、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。
- 会場内に、株主様用のマスク・アルコール消毒液を配備いたします。
- 株主総会の役員・運営スタッフは、検温を含め、体調管理を徹底いたします。
- 株主総会の役員・運営スタッフは、マスク等着用で対応をさせていただきます。その他、適宜感染拡大防止対策を実施いたします。
- 新型コロナウイルスの影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社では会場での感染拡大防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。株主総会へのご出席を予定または検討されている株主様におかれましては、健康と安全面から慎重な判断をお願い申し上げます。

なお、総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容等によって、対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトより適宜、発信する情報をご確認賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

以 上

《当社ウェブサイト》

<https://www.trans-cosmos.co.jp/ir/information/stock-holder/>

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使していただくことができます。

1. 書面による議決権行使（推奨）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後5時50分 到着分まで

2. インターネット等による議決権行使（推奨）



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

スマートフォンをご利用の方は、議決権行使書用紙に記載のQRコード※をスマートフォンで読み取りいただくと、簡単に議決権行使サイトへアクセスいただけます。

(注) インターネット等による議決権行使のお取扱い等に関する詳細は、次ページをご参照ください。
※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

行使期限 2021年6月22日（火曜日）午後5時50分 行使分まで

3. 株主総会へのご出席による議決権行使



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です。）。

日時 2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号 渋谷ストリームホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■ インターネット等による議決権行使のお取扱いについて

1. 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
2. インターネットによって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
3. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。

■ パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-782-031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

議案およびその参考事項

第1号議案 第36期剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置づけ、業績に連動した配当性向重視型を採用しており、株主の皆様に対する利益還元を図ることにより、結果として当社株式の市場価値を高めることを基本方針としております。

以上の方針および当事業年度においては、コロナ禍においても好業績をおさめることができたことに加え、当社の投資先外国会社の企業価値評価が向上し、同社の戦略的組織再編に伴って税金費用が発生したことを考慮し、当事業年度の配当を次のとおりといたしたく存じます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 93円 (普通配当： 73円) (特別配当： 20円) 総額 3,857,123,571円
剰余金の配当が効力を生ずる日	2021年6月24日(木曜日)

第2号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2018年5月15日開催の当社取締役会決議において、株主の皆様のご承認を条件として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）の更新を決議し、同年6月21日開催の当社第33期事業年度に係る当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされており、この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、2021年5月14日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下かかる改定後の基本方針を「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下「本更新」といい、本更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第35条第2項の定めに基づき、本プランに利用するために、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提

供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」、にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相応な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って更新されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①もしくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名または記名捺印のなされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社または独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については注9に、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者および買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無および内容、ならびに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
- ② 買付等の目的、方法および具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格およびその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容および買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討**① 当社取締役会に対する情報提供の要求**

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委

員会検討期間」といいます。) 、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(3)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策（注13）

（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について本発動事由のうち発動事由その2（以下、「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本

新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令または金融商品取引所の規程等に従い、

本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実および独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）または独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会または当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社または当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと

- をいいます。)等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、または買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合(本プランにおいて「準発動事由」といいます。)には、本プランの発動として法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者（注14）、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者（注15）、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注16）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- ③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします（注17）。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場

合、または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2021年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの内容のうち、本議案に定めのない事項または本議案に抵触しない事項については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。）。本議案において同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、または(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合(再任された場合を除く。)には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は本新株予約権の無償割当てその他の法令および当社定款の下で取りうる合理的な施策(以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。)の実施または不実施、本新株予約権の無償割当て等の中止または本新株予約権の無償取得、当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、または別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項他所定の事項について決定を行うことができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席(テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めたと者を含みます。)。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注13) 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。
- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとし、本議案において同じとします。
- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注17) 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとし、本議案において同じとします。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名： 宇陀 栄次 (うだ えいじ)

生年月日： 1956年8月3日

略歴： 1981年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
1999年1月 同社 理事情報サービス産業事業部長
2001年1月 ソフトバンク・コマース株式会社 (現ソフトバンク株式会社)
代表取締役社長
2004年3月 salesforce.com, Inc. Senior Vice President
2004年4月 株式会社セールスフォース・ドットコム 代表取締役社長
2012年4月 salesforce.com, Inc. Executive Vice President
2014年6月 当社 社外取締役
2016年3月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長
2016年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 代表取締役社長
2016年6月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)
2017年9月 株式会社Yext 代表取締役会長兼CEO
2017年12月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長兼社長
2018年4月 フォー・ユー・ライフケア株式会社 取締役会長 (現任)
2018年6月 ユニファイド・サービス株式会社 代表取締役会長 (現任)
2020年11月 株式会社Yext 代表取締役会長 (現任)
現在に至る

宇陀栄次は、現在、当社の社外取締役 (監査等委員) であります。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏 名： 鳩山 玲人 (はとやま れひと)

生年月日： 1974年1月12日

略 歴： 1997年 4 月 三菱商事株式会社入社
2008年 5 月 株式会社サンリオ入社
2013年 4 月 同社 常務取締役
2013年 6 月 株式会社ディー・エヌ・エー 社外取締役
2015年 6 月 Sanrio Media & Pictures Entertainment, Inc. CEO
2016年 4 月 ピジョン株式会社 社外取締役 (現任)
2016年 6 月 当社 社外取締役 (現任)
2016年 7 月 株式会社鳩山総合研究所 代表取締役 (現任)
2021年 3 月 Zホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)
現在に至る

鳩山玲人は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

氏名： 島田 亨 (しまだ とおる)

生年月日： 1965年3月3日

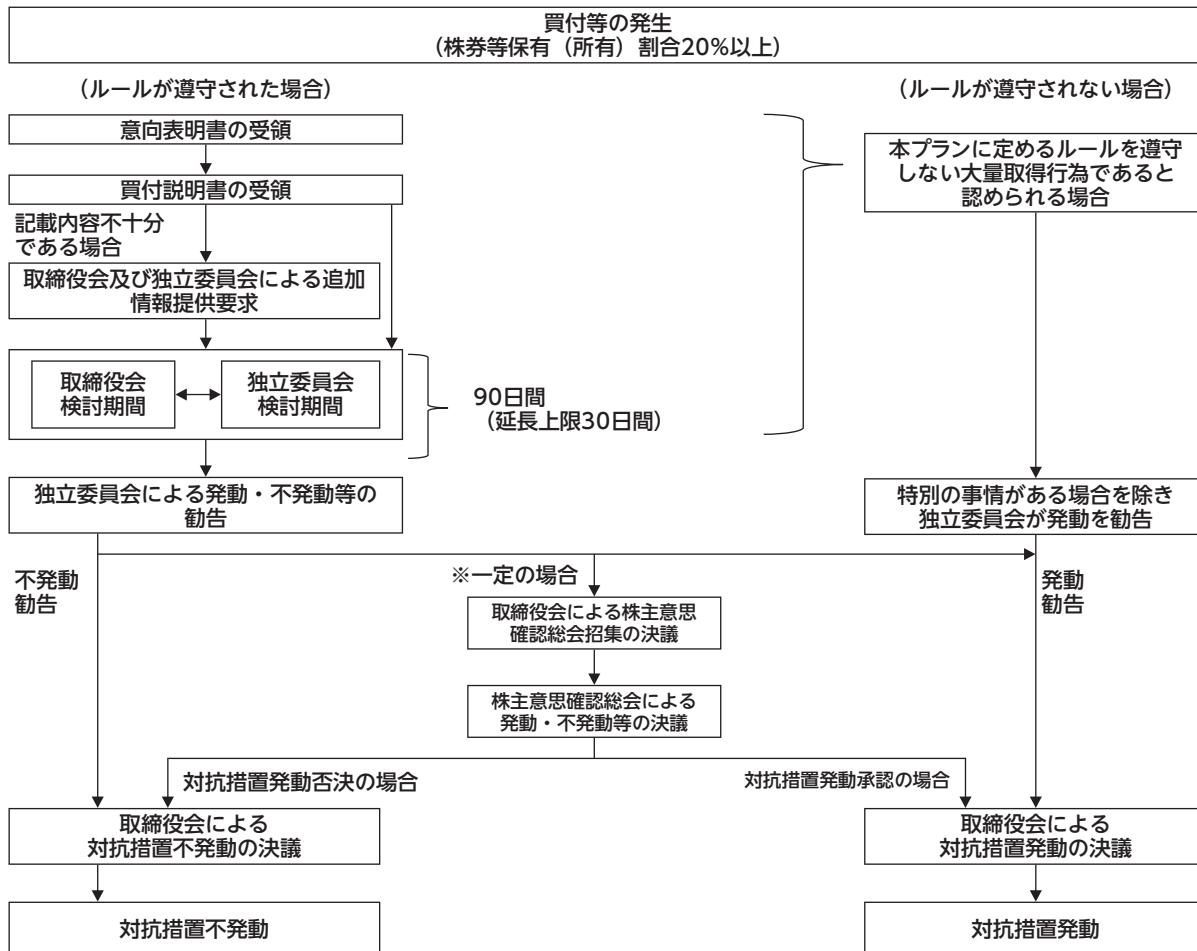
略歴： 1987年4月 株式会社リクルート入社
1989年6月 株式会社インテリジェンス (現パーソルキャリア株式会社) 設立
1989年9月 同社 取締役
2008年1月 株式会社楽天野球団 代表取締役社長兼オーナー
2014年11月 楽天株式会社 代表取締役
2016年6月 当社 社外取締役 (現任)
2017年3月 株式会社U-NEXT 取締役副社長COO
2017年12月 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO (現任)
2019年6月 三谷産業株式会社 社外取締役 (現任)
2020年2月 ビジヨナル株式会社 社外取締役 (現任)
現在に至る

島田亨は、現在、当社の社外取締役であり、また、本総会で取締役選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

以 上

本プランの手続きに関するフロー図



※(i)独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、もしくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、または(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

(注) 本フローチャートは、本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために、詳細を省略し作成したものです。本プランの正確な内容については、本議案本文をご参照下さい。

第3号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)14名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(14名)の任期は、本総会終結の時をもって満了となります。つきましては、取締役14名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	候補者属性
1	おく だ こう き 奥 田 耕 己	代表取締役グループCEOファウンダー	再任
2	ふな っ こう じ 船 津 康 次	代表取締役会長兼CEO	再任
3	おく だ まさ たか 奥 田 昌 孝	代表取締役社長兼COO	再任
4	いわ み こう いち 石 見 浩 一	代表取締役副社長執行役員	再任
5	む た まさ あき 牟 田 正 明	取締役副社長執行役員	再任
6	かみ や たけ し 神 谷 健 志	取締役副社長執行役員	再任
7	こう の まさ とし 高 野 雅 年	取締役専務執行役員	再任
8	まつ ばら けん し 松 原 健 志	取締役専務執行役員	再任
9	かい づか ひろし 貝 塚 洋	専務執行役員	新任
10	しら いし きよし 白 石 清	取締役上席常務執行役員兼CTO	再任
11	はと やま れ ひと 鳩 山 玲 人	社外取締役	再任 社外 独立
12	しま だ とおる 島 田 亨	社外取締役	再任 社外 独立
13	たま つか げん いち 玉 塚 元 一	社外取締役	再任 社外 独立
14	すず き のり よし 鈴 木 則 義	社外取締役	再任 社外 独立

候補者
番号

1

再任

おく だ こう き
奥田 耕己 (1937年1月9日)

所有する当社株式の数 5,498,800株
(一株)

略歴・当社における地位・担当

1966年 6月	丸栄計算センター(株)代表取締役社長	2002年 9月	代表取締役会長兼グループCEO
1985年 6月	当社代表取締役社長	2003年 6月	代表取締役グループCEOファウンダー (現任)
1998年 6月	代表取締役会長兼社長		

●取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、長年にわたり代表取締役を務め、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断し取締役候補者としたしました。

候補者
番号

2

再任

ふな つ こう じ
船津 康次 (1952年3月18日)

所有する当社株式の数 25,200株
(9,398株)

略歴・当社における地位・担当

1981年 4月	(株)リグルート入社	2014年10月	カドカワ(株)(現 (株)KADOKAWA) 社外 取締役(現任)
1995年12月	(株)北海道じゃらん 取締役	2019年 6月	(株)ディー・エヌ・エー 社外取締役(現任)
1998年 4月	当社入社 事業企画開発本部長	2019年 7月	当社代表取締役会長兼CEO 兼コンプ ライアンス推進統括部担当 兼ダイバ ーシティ推進統括部担当
1998年 6月	常務取締役	2020年 9月	代表取締役会長兼CEO 兼コンプライ アンス推進統括部担当(現任)
1999年 6月	専務取締役 海外事業統轄補佐		
2000年 4月	代表取締役副社長 総合営業本部、コンサルティング本 部、各事業本部担当		
2002年 9月	代表取締役社長兼CEO		
2003年 6月	代表取締役会長兼CEO		

重要な兼職の状況

(株)KADOKAWA 社外取締役
(株)ディー・エヌ・エー 社外取締役

●取締役候補者とした理由

2003年に代表取締役会長兼CEOに就任し、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断し取締役候補者としたしました。

候補者
番号

3

再任

おく だ まさ たか
奥田昌孝 (1967年3月29日)所有する当社株式の数 5,910,368株
(26,301株)**略歴・当社における地位・担当**

1988年4月	当社入社	2003年6月	代表取締役社長兼COO
1996年6月	取締役 マーケティング本部副本部長	2020年4月	代表取締役社長兼COO 兼事業開発総括責任者(現任)
2002年9月	代表取締役副社長兼COO		

●取締役候補者とした理由

2003年に代表取締役社長兼COOに就任し、当社および当社グループの持続的な企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮してまいりました。経営者としての豊富な経験と卓越した知見を活かすことにより、当社の取締役会における重要な業務執行の決定および執行部門に対する監督機能の強化が期待できると判断し取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

4

再任

いわ み こう いち
石見浩一 (1967年1月10日)所有する当社株式の数 800株
(115株)**略歴・当社における地位・担当**

1993年4月	味の素(株)入社	2018年3月	transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO(現任)
2001年3月	当社入社	2020年6月	当社代表取締役副社長執行役員 海外事業統括責任者 兼DEC統括担当 兼サービス推進総括担当
2002年6月	取締役 事業開発統括本部副本部長	2021年1月	代表取締役副社長執行役員 グローバル事業統括責任者 兼DEC統括担当 兼サービス推進総括担当 兼ダイバーシティ推進統括部担当(現任)
2003年6月	常務取締役 マーケティングチェーン マネジメントサービス事業本部サービ ス本部長		
2005年6月	専務取締役		
2006年6月	取締役副社長		
2012年3月	transcosmos Korea Inc. 取締役会長		
2017年6月	当社取締役副社長執行役員 海外事業 統括責任者 兼DEC統括担当 兼サービ ス推進本部担当		

重要な兼職の状況
transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO

●取締役候補者とした理由

当社および国内外グループ会社の経営者としての豊富な経験と卓越した見識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者としていたしました。

候補者
番号

5

再任

む た ま さ あ き
牟田 正明 (1965年2月9日)

所有する当社株式の数

108株
(3,989株)

略歴・当社における地位・担当

1989年4月	(株)リクルート入社	2017年6月	取締役専務執行役員 営業統括責任者 兼サービス推進本部担当 兼DEC統括 AE担当
1999年6月	ダブルクリック(株) 常務取締役		
2001年11月	(株)アスクジープスジャパン 取締役副 社長	2020年6月	取締役副社長執行役員 DEC統括共同 統括責任者 兼営業統括共同統括責任 者 兼海外事業統括副責任者 兼DEC統 括AE総括担当
2003年6月	当社入社 取締役 マーケティング チェーンマネジメントサービス事業本 部営業第一本部副本部長	2021年1月	取締役副社長執行役員 DEC統括共同 統括責任者 兼営業統括共同統括責任 者 兼グローバル事業統括副責任者 兼 DEC統括AE総括担当(現任)
2012年6月	上席常務取締役 営業統括責任者 兼営 業統括グローバル営業統括部長		
2015年4月	専務取締役 営業統括責任者 兼サービ ス推進本部副本部長		

●取締役候補者とした理由

営業戦略・事業推進分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。

候補者
番号

6

再任

か み や た け し
神谷 健志 (1973年8月30日)

所有する当社株式の数

一株
(1,452株)

略歴・当社における地位・担当

1998年4月	日本電信電話(株)入社	2019年6月	取締役専務執行役員 経営戦略本部長 兼グローバルEC・DS推進本部長 兼 DEC統括EC・DS本部担当
2005年7月	Bain&Company Japan, Inc. 入社		
2015年10月	当社入社 常務執行役員経営戦略本部長	2020年6月	取締役副社長執行役員 経営戦略本部 長 兼事業開発総括副責任者 兼事業開 発総括グローバルEC・DS推進本部長
2016年6月	上席常務執行役員 経営戦略本部長	2020年8月	取締役副社長執行役員 経営戦略本部 長 兼本社管理総括責任者 兼事業開発 総括副責任者 兼事業開発総括グロー バルEC・DS推進本部長(現任)
2017年6月	取締役上席常務執行役員 経営戦略本 部長 兼DEC統括副責任者 兼DEC統 括グローバルEC・DS推進本部長 兼 DEC統括グローバルEC・DS本部長		

●取締役候補者とした理由

経営戦略やコンサルティング分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。

候補者
番号

7

再任

こう の まさ とし
高野 雅年 (1965年8月22日)所有する当社株式の数
4,800株
(1,923株)**略歴・当社における地位・担当**

1986年 3月	当社入社	2019年 4月	取締役専務執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進総括責任者
2011年 6月	常務執行役員 サービス統括サービス推進本部長	2019年10月	取締役専務執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進総括責任者 兼BPOサービス統括事業開発室長(現任)
2013年 6月	上席常務取締役 ビジネスプロセスアウトソーシングサービス総括責任者 兼サービス推進本部副本部長		
2017年 6月	取締役上席常務執行役員 BPOサービス統括責任者 兼サービス推進本部長		

●取締役候補者とした理由

BPO分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者となりました。

候補者
番号

8

再任

まつ ばら けん し
松原 健志 (1964年4月3日)所有する当社株式の数
800株
(254株)**略歴・当社における地位・担当**

1987年 4月	(株)リクルート入社	2017年 4月	専務執行役員 DEC統括責任者 兼サービス推進本部副本部長
2000年 7月	ネットパーセプションズ・ジャパン(株)入社	2019年 6月	取締役専務執行役員 DEC統括共同統括責任者 兼DEC統括デジタルコミュニケーションセンター総括責任者
2002年 5月	当社入社	2020年 4月	取締役専務執行役員 DEC統括共同統括責任者 兼DEC統括デジタルカスタマーコミュニケーション総括責任者(現任)
2007年 7月	執行役員 コールセンターサービス総括首都圏第一サービス本部長		
2015年 4月	常務執行役員 コンタクトセンターサービス統括責任者		
2016年 6月	上席常務執行役員 DEC統括責任者 兼サービス管理本部副本部長		

●取締役候補者とした理由

コンタクトセンターサービス分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者となりました。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

9

新任

かいづか
貝塚

ひろし
洋 (1965年2月26日)

所有する当社株式の数

6,800株
(一株)

略歴・当社における地位・担当

1988年4月	当社入社	2016年6月	上席常務執行役員 営業統括副責任者
1996年6月	取締役 マーケティング本部副本部長	2019年1月	専務執行役員 営業統括 共同統括責任者 (現任)
2001年8月	常務取締役 事業戦略本部担当補佐 兼 海外事業本部長		
2004年4月	常務執行役員 公共・通信サービス営業本部長		

●取締役候補者とした理由

営業分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの事業成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。

候補者
番号

10

再任

しら いし
白石

きよし
清 (1956年9月26日)

所有する当社株式の数

一株
(1,298株)

略歴・当社における地位・担当

1981年4月	富士通(株)入社	2017年6月	当社取締役上席常務執行役員兼CTO サービス推進本部副本部長
1988年7月	(株)リクルート入社		
1998年11月	当社入社 事業企画開発本部副本部長 (株)ジェイストリーム(現(株)Jストリーム)代表取締役社長	2020年4月	取締役上席常務執行役員兼CTO サービス推進総括副責任者 兼サービス推進総括デジタルテクノロジー推進本部担当(現任)
2014年6月	当社上席常務取締役CTO 兼サービス推進本部付		
2016年4月	(株)Jストリーム取締役会長(現任)		

重要な兼職の状況

(株)Jストリーム 取締役会長

●取締役候補者とした理由

IT分野について豊富な経験と知識を有しており、当社および当社グループの技術開発・情報セキュリティの強化を推進してまいりました。引き続き最高技術責任者の立場から事業の成長に向けて、取締役会における重要な業務執行の決定および担当事業の推進を適切に行うことができると判断し取締役候補者いたしました。

候補者
番号

11

再任

社外

独立

はと やま れ ひと

鳩山 玲人 (1974年1月12日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間5年

略歴・当社における地位・担当

1997年4月 三菱商事(株)入社
 2008年5月 (株)サンリオ入社
 2013年4月 同社常務取締役
 2013年6月 (株)ディー・エヌ・エー社外取締役
 2015年6月 Sanrio Media & Pictures
 Entertainment, Inc. CEO
 2016年4月 ビジョン(株)社外取締役(現任)
 2016年6月 当社社外取締役(現任)

2016年7月 (株)鳩山総合研究所 代表取締役(現任)
 2021年3月 Zホールディングス(株)社外取締役
 (現任)

重要な兼職の状況

ビジョン(株)社外取締役
 (株)鳩山総合研究所 代表取締役
 Zホールディングス(株)社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由：インターネットサービス・グローバル事業推進分野について豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者といたしました。
 期待する役割：上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督等。

候補者
番号

12

再任

社外

独立

しま だ とおる

島田 亨 (1965年3月3日)

所有する当社株式の数

一株
(一株)

在任期間5年

略歴・当社における地位・担当

1987年4月 (株)リクルート入社
 1989年6月 (株)インテリジェンス(現パーソルキャリア(株))設立
 1989年9月 同社取締役
 2008年11月 (株)楽天野球団 代表取締役社長兼オーナー
 2014年11月 楽天(株) 代表取締役
 2016年6月 当社社外取締役(現任)
 2017年3月 (株)U-NEXT 取締役副社長COO

2017年12月 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 取締役
 副社長COO(現任)
 2019年6月 三谷産業(株)社外取締役(現任)
 2020年2月 ビジヨナル(株)社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO
 三谷産業(株)社外取締役
 ビジヨナル(株)社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由：複数の企業で代表取締役等を歴任するなど、経営全般およびインターネットサービス分野について豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者といたしました。
 期待する役割：上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督等。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者
番号

13

再任
社外
独立たま つか げん いち
玉塚元一 (1962年5月23日)所有する当社株式の数 一株
(1,114株)
在任期間 2年**略歴・当社における地位・担当**

1985年4月 旭硝子(株)(現AGC(株))入社
2002年11月 (株)ファーストリテイリング 代表取締役
社長兼COO
2005年9月 (株)リヴァンプ設立 代表取締役
2014年5月 (株)ローソン 代表取締役社長
2017年6月 (株)ハーツユニテッドグループ(現株)
デジタルハーツホールディングス)
代表取締役社長CEO(現任)
2017年9月 (株)エドット(現株Birdman) 社外取
締役(現任)

2017年10月 (株)デジタルハーツ代表取締役社長(現任)
2017年10月 ラクスル(株) 社外取締役(現任)
2019年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長CEO
(株)デジタルハーツ 代表取締役社長
(株)Birdman 社外取締役
ラクスル(株) 社外取締役

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由：複数の企業で代表取締役等を歴任するなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者いたしました。
期待する役割：上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督等。

候補者
番号

14

再任
社外
独立すず き のり よし
鈴木則義 (1956年4月20日)所有する当社株式の数 一株
(一株)
在任期間 1年**略歴・当社における地位・担当**

1982年4月 日興証券(株)入社
2001年10月 日興コーディアル証券(株)(現SMBC日興証
券(株)) プライベート・バンキング部長
2005年2月 同社常務取締役
2008年12月 同社専務取締役
2009年7月 LCFエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・日興
コーディアル(株)(現エドモン・ドゥ・ロスチ
ヤイルド・日興(株)) 代表取締役社長

2017年3月 SMBC日興証券(株) 副社長執行役員
2019年6月 電気興業(株) 社外取締役(現任)
2020年6月 当社社外取締役(現任)
2021年1月 LES ROIS MAGES JAPON(株)代表取
締役社長(現任)

重要な兼職の状況

電気興業(株) 社外取締役
LES ROIS MAGES JAPON(株)代表取締役社長

●社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者とした理由：証券業界における長年の経験から、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有することから、当社取締役会に適切な人材と判断し社外取締役候補者いたしました。
期待する役割：上記経験と見識を踏まえた客観的・中立的な立場からの取締役の職務執行等に対する助言、監督等。

- (注) 1. 取締役候補者が所有する当社株式数欄のカッコ内の数値は、役員持株会における持分であります(1株未満切捨表示)。
2. 貝塚洋は、transcosmos online communications(株)の代表取締役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
玉塚元一は、(株)デジタルハーツの代表取締役社長を兼職しており、当社は同社との間に取引関係があります。
その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
なお、玉塚元一は、2021年6月24日付で(株)デジタルハーツホールディングスおよび(株)デジタルハーツを任期満了により退任予定であります。
3. 鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時点における期間であります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は、鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としており、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏を独立役員とする予定であります。
7. 2020年度において、当社は玉塚元一が兼職している(株)デジタルハーツへ業務を委託しておりますが、この取引金額は、同社の連結売上高と比べて僅少(2%未満)であります。なお、同社は当社に業務の委託を行っていません。したがって、同氏の独立性は十分に確保されていると判断しております。
8. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。また、被保険者である当社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、公序良俗に反する行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、当該契約の保険料の全額を当社が負担しております。
9. 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、次頁をご参照ください。

10. 取締役候補者の「略歴・当社における地位・担当」内の「DEC」、「AE」、「DS」の各表記は、それぞれ「デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター」、「アカウントエグゼクティブ」、「ダイレクトセールス」の略称であります。

(参考) 当社の社外取締役の独立性の判断基準は、以下のとおりであります。

1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと。
- ① 当社の主要な顧客（注1）または当社を主要な顧客とする事業者（注2）の業務執行者。
（注1）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。
（注2）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
 - ② 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計・税務の専門家または法律専門家（注3）。
（注3）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。
 - ③ 当社から多額の寄付を得ている非営利団体（注4）の業務執行者。
（注4）直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄附金の合計額が1,000万円を超えまたは当該寄付先の収入総額の2%を超える団体とする。
 - ④ 当社の大株主（注5）またはその業務執行者。
（注5）当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者。
2. 社外取締役の2親等以内の近親者が、現在において、次に該当する者でないこと（重要でない者を除く）。
- ① 当社または当社子会社の業務執行者。
 - ② 上記1. ①～④に該当する者。

以 上

(参考) 役員の構成 (2021年6月23日以降)

各取締役が有する専門性と経験は以下のとおりです。

	氏名	企業経営	経営戦略 事業戦略	営業 マーケティング	財務 会計	ガバナンス コンプライアンス リスク管理	品質管理 IT・デジタル	グローバル
社内取締役	奥田 耕己	●	●		●	●	●	
	船津 康次	●	●	●		●		●
	奥田 昌孝	●	●	●			●	●
	石見 浩一	●	●				●	●
	牟田 正明		●	●			●	●
	神谷 健志		●		●	●		●
	高野 雅年		●	●			●	
	松原 健志		●	●			●	
	貝塚 洋		●	●			●	●
	白石 清	●				●	●	
社外取締役	夏野 剛 (監査等委員)	●	●	●			●	●
	吉田 望 (監査等委員)	●	●	●	●	●		
	宇陀 栄次 (監査等委員)	●		●		●		●
	鳩山 玲人		●		●	●		●
	島田 亨	●	●	●		●		
	玉塚 元一	●	●	●			●	
	鈴木 則義	●	●	●				●

上記一覧表は、各取締役が有するすべての専門性および経験を表すものではありません。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその結果

当連結会計年度における我が国経済は、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症に伴い、外出自粛や休業要請、緊急事態宣言の発出などの影響により、個人消費や企業活動が著しく制限され、急速に景気が悪化しました。一部で持ち直しの動きがみられたものの、再び緊急事態宣言が発出されるなど新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは立たず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが展開するサービスを取り巻く環境は、引き続き、業務の効率化やコスト競争力の強化、売上拡大などに繋がるアウトソーシングサービスといった底堅い需要に加え、コロナ禍において、デジタル化の推進やECをはじめとする非接触販売チャネルの拡大、急速に普及しつつあるテレワークをはじめとした新たな生活様式に対応するサービスへのニーズが高まりつつあります。

このような状況の中、当社グループは、外出やイベント・キャンペーンの自粛など行政機関からの指示・要請や、新型コロナウイルス感染拡大防止、従業員の安全確保を最優先とした対策などに伴い、新規案件の減少や一部既存業務の縮小、オペレーションセンターの一時的な稼働率低下といった影響はあったものの、新型コロナウイルス対策関連業務の支援に繋がるサービスや、引き続き、デジタルトランスフォーメーションパートナーとして企業の経営、事業の変革を支援するDECサービス・BPOサービスを積極的に展開し、受注の増加に繋がりました。また、新型コロナウイルス対策を積極的に推進したことにより管理費用が増加したものの、受注業務の採算性改善や高収益案件の獲得などにより収益性が改善しました。一方で、今後の事業成長に向けた取り組みとして、国内外におけるサービスの競争力強化や、新たなニーズに対応すべく、引き続きデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進するサービス体制・組織の強化などの取り組みに注力しました。

お客様企業と顧客の接点となる、マーケティング・販売・顧客コミュニケーションをワンストップでサポートするDECサービス事業領域では、お客様企業のデジタル化の促進と、売上拡大の支援に繋げていくための取り組みに注力しました。具体的には、音声認識ソリューション「transpeech（トランススピーチ）」の機能拡充、アマゾン ウェブ サービス ジャパンのクラウド型コンタクトセンターサービスとAI対話サービスを連携し従来よりも素早く低コストでスタートできる「音声AIによる自動応答サービス」や、AIチャットボットの品質を調査する「チャットボットAI-IQ診断」など、デジタルテクノロジーを活用したサービスの強化を図りました。また、コンタクトセンター業務において、事業継続性の向上、ファシ

リティ削減による運営コストの最適化などに繋がるサービスとして、「在宅コンタクトセンターサービス」の提供を開始し、積極的な推進を図りました。さらに、サービスの競争力・提供体制の強化に向けた取り組みとして、世界最大級シェアのECプラットフォームである「Shopify (シヨップファイ)」を起点としたサービス体制の強化を図りました。また、Web制作・運用サービス、LINE、Instagram、Twitterなどソーシャルメディアプラットフォームの運用、開発、インターネット広告などのデジタルマーケティング部門を集結させた新オフィスを渋谷ファーストタワーに開設し、デジタルマーケティング領域における新たなサービスの創出や、各部門の強みを活かした総合提案を促進し、より一層のお客様企業の売上拡大に貢献すべく体制の強化を図りました。

お客様企業内の業務プロセスを、デジタル技術の活用により、シンプル・スピーディかつ正確に行い運用を最適化するBPOサービス事業領域では、主にアライアンスなどによるサービス体制の強化を図りました。具体的には、出張・経費管理ソリューション「SAP Concur (エスエーピー コンカー)」を提供する株式会社コンカーとアウトソーシングパートナー契約を締結しました。これにより、お客様企業の経費精算にかかわる業務のデジタル化を推進し、業務効率化の実現を支援してまいります。また、株式会社Works Human Intelligenceと人事部門向けのBPOサービスにおいて協業を開始しました。これにより、統合人事システム「COMPANY (カンパニー)」を利用したBPOサービスの提供で早期の人事業務改革実現を支援してまいります。また、これまでに富士通株式会社、株式会社東芝、東芝デジタルソリューションズ株式会社に対して、それぞれ傘下のシェアードサービス会社への出資・子会社化を通じて、BPOサービスを提供しておりますが、アライアンスのみならず、出資・M&Aを含めた取り組みを強化してまいります。

引き続き当社グループは、DECサービスとBPOサービスをシームレスに繋ぎ、顧客中心のデジタル化を支援していく、お客様企業の、よきデジタルトランスフォーメーションパートナーに向けた取り組みを強化してまいります。

海外においては、アジアを中心とした各ローカル市場での提供サービスの拡充および体制の強化を図りました。具体的には、中国、台湾において、「在宅コンタクトセンターサービス」の提供を開始しました。各国においてもコロナ禍での従業員の安全確保と事業継続可能な在宅オペレーション体制を整備しており、在宅型サービスの展開の準備を進めております。他方で、事業拡大に伴い、オペレーション拠点の強化も図りました。韓国では、オペレーション拠点「プサン第一センター」および「ナミョンセンター」を拡張し、新たに「ウルチロセンター」を設立しました。これにより、韓国独立系最大手のBPO企業として、14拠点・約5,000席（オンサイト含む約8,100席）の規模でサービスが提供できる体制となりました。東南アジアにおいては、クアラルンプールにオペレーションセンターを併設する第二拠点を開設し、マレーシア国内向けのサービス提供体制の見直しと強化を図りました。マレーシアでは、多民族国家という特長を活かしたマルチ・ランゲージ・オペレーション拠点として、マレーシア国内市場向けのみならず、グローバルにコンタクトセンター、デジタルマーケティングなどを提供しています。こうした取り組みにより、現在では、海外29の国と地

域、103拠点でサービスを提供できる体制が確立されており、引き続き、海外展開の加速化に向けた取り組みを強化していきます。

以上の結果、当期の連結業績は、売上高336,405百万円となり前期比7.9%の増収となりました。利益につきましては、売上高の増加および収益性の改善などにより、営業利益は17,752百万円となり前期比66.1%の増益、経常利益は18,012百万円となり前期比101.2%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は10,022百万円となり前期比59.6%の増益となりました。

なお、「法人税、住民税及び事業税」が大幅に増加した主な要因は、投資先外国会社の企業価値が大きく増加した結果、当期実施の戦略的組織再編に係る税金費用が発生したためであります。



セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(単体サービス)

当社におけるアウトソーシングサービスの需要拡大などにより、売上高は240,763百万円と前期比5.8%の増収となりました。セグメント利益は、既存の大型業務の拡大や大型公共案件の獲得などでの採算性改善により、11,237百万円と前期比42.0%の増益となりました。

(国内関係会社)

国内関係会社につきましては、上場子会社を中心に受注が好調に推移したことや、主に前第3四半期連結会計期間から一部子会社を連結の範囲に含めた影響などにより、売上高は39,483百万円と前期比39.6%の増収となり、セグメント利益につきましては、一部上場子会社の収益性改善などにより3,603百万円と前期比164.5%の増益となりました。

(海外関係会社)

海外関係会社につきましては、東南アジア・中国・韓国子会社における受注の増加により、売上高は69,105百万円と前期比4.6%の増収となりました。セグメント利益については、中国、韓国子会社を中心に収益性が改善し、2,914百万円と前期比106.2%の増益となりました。

なお、セグメント利益につきましては、連結損益計算書における営業利益をベースにしています。

(2) 対処すべき課題

中期経営計画

当社は、お客様企業の変革を支援するため、デジタル技術を活用した新しいサービスを提供すること、すなわち、「Global Digital Transformation Partner（お客様企業のよきデジタルトランスフォーメーションパートナー）」を目指す姿として企業メッセージに掲げ、2019年度を最終年度とする3か年の中期経営計画を策定し、「サービスのイノベーション」「サービスのグローバル展開」「お客様企業の戦略的パートナーへ」の3つの観点で諸施策を実行してきました。この計画を着実に遂行してきたことにより、様々な事業においてデジタルを活用した新たなサービスが生まれてきました。一方で、積極的な事業投資により一時的に販管コストが増加し、事業全体の収益性において課題を残すことになりました。また、今後も継続すると想定される人手不足・人件費の上昇に対応するため、これまで模索してきたイノベティブなサービス・事業の進化に向けた取り組みが必要と考えます。

そのため当社では、2019年度までに生まれた新たなモデルを大きく展開し、「Global Digital Transformation Partner」への動きを加速するため、2020年度から2022年度までの新中期経営計画を策定し推進しております。新中期経営計画では、当社の事業の原点である「people & technology」、すなわち、プロフェッショナル人材と先端技術の組み合わせによりお客様の課題を解決し、付加価値の高いソリューションを提供することで高い成長性・収益性を目指します。そのために、既存事業領域において、お客様からの信頼に基づいて関係性の長期化・大型化を図っていくことに加え、特に今後の需要拡大が望め、かつ各事業の強み・顧客資産が活かせる隣接領域の開拓に最注力してまいります。あわせて、将来の新たな柱となりうる新規ドメインの創出に向けては、これまで投資を行ってきた関係会社・JV（合併事業）のグループ力を最大限に活用し、イノベーションを実現してまいります。これらの取り組みにより、持続可能な事業モデルを確立し、「お客様企業のトップライン成長に貢献できるグローバルで唯一無二のアウトソーシング・サービス・プロバイダー」への歩みを進めていきたいと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況下においては、当社の事業および事業環境への影響度合いや、当社の基本方針である「感染拡大防止への社会的責任」と「安全配慮義務に則った従業員の安全確保」を最優先とした対策などにより、新中期経営計画の遂行に影響が生じる可能性があります。

持続可能な社会の実現に向けた取り組み

当社グループは、事業活動を通して社会課題・環境問題の解決に向けた取り組みを推進し、持続可能な社会の実現と、永続的な企業価値の向上を目指しています。

■ SDGsへの取り組み

責任ある企業活動と、people & technologyを軸とした事業を通じて、SDGsの達成に貢献していきます。そのための専任組織としてトランスコスモスSDGs委員会を設置し、SDGsを軸とした社内外でのイノベーション活動を展開し、SDGs活動の啓蒙と定着を図っています。具体的な取り組みとしては、従業員向けSDGs教育（eラーニング）、各部門代表者が参加する社内ワークショップを実施しています。

■ ESGへの取り組み

当社は、ESGの3つの要素である、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に対する社会の課題や期待に対して積極的に取り組んでいます。

・ 環境（E）

当社は国際標準規格の「ISO14001」に準拠した環境マネジメントシステムを構築し運用しています。業務の効率化・省力化に繋がるサービスや環境に配慮したサービスの提供を通じて、お客様や社会の環境負荷の低減に貢献するとともに、自社においても省エネルギー・省資源の推進をはじめ、様々な環境保護・保全活動に取り組んでいます。

・ 社会（S）

提供サービスへの責任、ダイバーシティの推進や人権・労働環境への配慮、社会貢献活動を通じた様々な社会課題の解決に取り組んでいます。特に事業拡大とグローバル展開を加速し付加価値の創造を継続的に行っていくための源泉である人材力の強化に向けて、性別、国籍、障がいの有無など、多様なバックグラウンドをもった従業員がやりがいをもって活躍できる環境の実現を目指し取り組んでいます。

・ ガバナンス（G）

コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、コンプライアンス、情報セキュリティといった事業継続に不可欠な経営基盤の強化に取り組んでいます。なお、コーポレート・ガバナンスに関する取り組みにつきましては、後記61頁「コーポレート・ガバナンスの強化」に記載のとおりであります。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として16,211百万円の調達を行いました。

(4) **設備投資等の状況**

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(5) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(6) **他の会社の事業の譲受けの状況**

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(7) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

当連結会計年度における重要な事項はありません。

(8) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

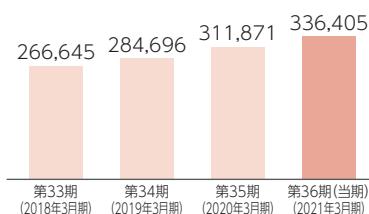
当社は、2020年6月5日付で、当社の持分法適用関連会社である优趣汇(上海)供应链管理有限公司の持分のうち当社が保有する持分全部をUNQ Holding (HK) Limitedに譲渡し、UNQ Holding (HK) Limitedの持株会社であるUNQ HOLDINGS LIMITEDに対して当社が出資をする旨の契約を締結いたしました。これにより、优趣汇(上海)供应链管理有限公司は当社の持分法適用の範囲から除外しておりますが、UNQ HOLDINGS LIMITEDが引き続き当社の持分法適用関連会社となっております。

(9) 企業集団の財産および損益の状況の推移

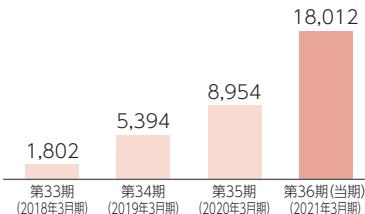
区 分	第 33 期 2018年3月期	第 34 期 2019年3月期	第 35 期 2020年3月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売上高 (百万円)	266,645	284,696	311,871	336,405
経常利益 (百万円)	1,802	5,394	8,954	18,012
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△2,176	4,433	6,279	10,022
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△52.47	106.90	151.40	241.65
総資産 (百万円)	129,067	135,268	143,985	175,883
純資産 (百万円)	71,199	74,915	77,969	92,516
1株当たり純資産額 (円)	1,630.39	1,725.27	1,788.95	2,069.01

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。
- 2 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第34期の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第33期の金額は組替え後の金額で表示しております。

売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 J ス ト リ ー ム	2,182百万円	50.35%	インターネットを利用したデータ配信サービス事業
応 用 技 術 株 式 会 社	600百万円	60.23%	GIS・製造業向けシステムインテグレーション事業
transcosmos Korea Inc.	5,302百万円	99.99%	韓国DECサービス事業等
上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司	153百万円	100.00%	中国DECサービス事業等

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

DEC (デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター) サービス事業

デジタルマーケティングサービス、ECワンストップサービス、コンタクトセンターサービスを統合し、多様化する企業と消費者の接点を、マーケティング、セールス、サポートの境目を無くすことで、顧客体験の向上を支援するサービス。長年培った消費者とのコミュニケーションのノウハウとデジタル技術、グローバルなサービスネットワークを融合し、お客様企業の顧客ロイヤルティの向上や売上・利益の拡大を支援します。

BPO (ビジネスプロセスアウトソーシング) サービス事業

経理・財務や人事等のバックオフィス業務、受発注業務、情報システム運用保守業務、機械・建築設計業務等を支援するサービス。デジタル技術による自動化や、デジタルプラットフォームの活用でお客様企業のビジネスプロセスをシンプルにし、その運用を支援します。

(12) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都渋谷区渋谷三丁目25番18号
第 二 本 社	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 サンシャイン60
本部・支社・営業所・支店	大阪、名古屋、京都、和歌山、福岡、シリコンバレー
国内サービス拠点	札幌、青森、仙台、川口、市川、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、和歌山、福岡、長崎、佐世保、熊本、大分、宮崎、那覇、沖縄、うるま
海外サービス拠点	中国、韓国、台湾、ベトナム、フィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、シンガポール、インド、UAE、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、イギリス、エストニア、デンマーク、ポーランド、ウクライナ、ベルギー、ハンガリー、ブルガリア、南アフリカ、カナダ、アメリカ、メキシコ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン

(注) 上記には、当社のグループ会社を含めています。

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	臨時雇用者数
単体サービス	15,949名	22,915名
国内関係会社	1,882名	1,969名
海外関係会社	17,929名	3,031名
合計	35,760名	27,915名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15,949名(22,915名)	776名増(1,485名増)	36歳8ヶ月	8年10ヶ月

- (注) 1 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者等は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2 セグメントごとの前連結会計年度末との比較は、以下のとおりであります。
 ・「単体サービス」・・・従業員数 776名増加、臨時雇用者数 1,485名増加
 ・「国内関係会社」・・・従業員数 195名増加、臨時雇用者数 431名増加
 ・「海外関係会社」・・・従業員数 2,123名増加、臨時雇用者数 149名増加
 主な増減理由は、「国内関係会社」および「海外関係会社」において、一部子会社で受注案件の拡大に伴い、従業員数ならびに臨時雇用者数を増員したことによるものであります。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	13,155
株式会社三菱UFJ銀行	2,000
SUMITOMO MITSUI BANKING CORPORATION EUROPE LIMITED	1,477
株式会社みずほ銀行	1,000

2 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数
150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
48,794,046株（単元株式数100株）
- (3) 当事業年度末の株主数
10,863名（うち単元株式を有する株主数8,631名）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
奥田 昌孝	5,910	14.3
奥田 耕己	5,498	13.3
公益財団法人トランスコスモス財団	3,753	9.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,240	7.8
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,603	3.9
平井 美穂子	1,463	3.5
GOVERNMENT OF NORWAY	947	2.3
有限会社HM興産	722	1.7
トランス・コスモス社員持株会	655	1.6
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	532	1.3

- (注) 1. 当社は、自己株式7,319千株保有しておりますが、上記上位10名の株主からは除外しており、持株比率は自己株式を控除して算出しております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、小数第二位を四捨五入して表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO ファウンダー	奥 田 耕 己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼CEO	船 津 康 次	最高経営責任者 兼 コンプライアンス推進統括部担当 (株)KADOKAWA 社外取締役 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役
代表取締役社長 兼COO	奥 田 昌 孝	最高業務執行責任者 兼 事業開発総括責任者
代表取締役副社長執行役員	石 見 浩 一	グローバル事業統括責任者 兼 DEC統括担当 兼 サービス推進総括担当 兼 ダイバーシティ推進統括部担当 transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO
取締役副社長執行役員	牟 田 正 明	DEC統括共同統括責任者 兼 営業統括共同統括責任者 兼 グローバル事業統括副責任者 兼 DEC統括AE総括担当
取締役副社長執行役員	神 谷 健 志	経営戦略本部長 兼 本社管理総括責任者 兼 事業開発総括副責任者 兼 事業開発総括グローバルEC・DS推進本部長
取締役専務執行役員	高 野 雅 年	BPOサービス統括責任者 兼 サービス推進総括責任者 兼 BPOサービス統括事業開発室長
取締役専務執行役員	松 原 健 志	DEC統括共同統括責任者 兼 DEC統括デジタルカスタマーコミュニケーション総括責任者
取締役専務執行役員	稲 積 憲	DEC統括共同統括責任者 兼 DEC統括デジタルトランスフォーメーション総括責任者 (株)ワコム 社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役上席常務執行役員 兼CTO	白 石 清	サービス推進総括副責任者 兼 サービス推進総括デジタルテクノロジー推進本部担当 (株)Jストリーム 取締役会長
取締役上席常務執行役員 兼CMO	佐 藤 俊 介	事業開発総括副責任者 兼 事業開発総括ビジネスイノベーション本部長 (株)ビーグリー 社外取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 野 剛	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長 (株)ドワンゴ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 (株)KADOKAWA 取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 望	(株)ノゾムドットネット 代表取締役 (株)おだやかリビング 代表取締役 (株)朝日ネット 社外監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宇 陀 栄 次	ユニファイド・サービス(株) 代表取締役会長 フォー・ユー・ライフケア(株) 取締役会長 (株)Yext 代表取締役会長
社 外 取 締 役	鳩 山 玲 人	ビジョン(株) 社外取締役 (株)鳩山総合研究所 代表取締役 Zホールディングス(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	島 田 亨	(株)USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO 三谷産業(株) 社外取締役 ビジョナル(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	玉 塚 元 一	(株)デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長CEO (株)デジタルハーツ 代表取締役社長 (株)Birdman 社外取締役 ラクスル(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	鈴 木 則 義	電気興業(株) 社外取締役 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

社外取締役鈴木則義は2020年6月25日開催の第35回定時株主総会にて選任され就任

取締役稲積憲は2021年3月31日をもって辞任により退任

2. 社外取締役（監査等委員）夏野剛、吉田望および宇陀栄次は、会社経営者としての経験を通して、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を専属することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断したため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、宇陀栄次、鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 責任限定契約について

当社は、社外取締役夏野剛、吉田望、宇陀栄次、鳩山玲人、島田亨、玉塚元一および鈴木則義との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6. 取締役の「担当および重要な兼職の状況」内の「DEC」、「AE」、「DS」の各表記は、それぞれ「デジタルマーケティング・EC・コンタクトセンター」、「アカウントエグゼクティブ」、「ダイレクトセールス」の略称であります。次頁（参考）取締役の状況（2021年4月1日現在）も同じ略称でございます。

(参考) 取締役の状況 (2021年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 グループCEO ファウンダー	奥 田 耕 己	グループ最高経営責任者
代表取締役会長 兼CEO	船 津 康 次	最高経営責任者 兼 コンプライアンス推進統括部担当 (株)KADOKAWA 社外取締役 (株)ディー・エヌ・エー 社外取締役
代表取締役社長 兼COO	奥 田 昌 孝	最高業務執行責任者 兼 事業開発総括責任者
代表取締役副社長執行役員	石 見 浩 一	グローバル事業統括責任者 兼 DEC統括担当 兼 サービス推進総括担当 兼 ダイバーシティ推進統括部担当 transcosmos Korea Inc. 取締役会長兼CEO
取締役副社長執行役員	牟 田 正 明	DEC統括共同統括責任者 兼 営業統括共同統括責任者 兼 グローバル事業統括副責任者 兼 DEC統括AE総括担当
取締役副社長執行役員	神 谷 健 志	経営戦略本部長 兼 本社管理総括責任者 兼 事業開発総括副責任者 兼 事業開発総括グローバルEC・DS推進本部長
取締役専務執行役員	高 野 雅 年	BPOサービス統括責任者 兼 サービス推進総括責任者 兼 BPOサービス統括事業開発室長
取締役専務執行役員	松 原 健 志	DEC統括共同統括責任者 兼 DEC統括デジタルカスタマーコミュニケーション総括責任者
取締役上席常務執行役員 兼CTO	白 石 清	サービス推進総括副責任者 兼 サービス推進総括デジタルテクノロジー推進本部担当 (株)Jストリーム 取締役会長
取締役上席常務執行役員 兼CMO	佐 藤 俊 介	事業開発総括副責任者 兼 事業開発総括ビジネスイノベーション本部長 (株)ビーグリー 社外取締役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 野 剛	慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長 (株)ドワンゴ 代表取締役社長 セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 (株)KADOKAWA 取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉 田 望	(株)ノゾムドットネット 代表取締役 (株)おだやかリビング 代表取締役 (株)朝日ネット 社外監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	宇 陀 栄 次	ユニファイド・サービス(株) 代表取締役会長 フォー・ユー・ライフケア(株) 取締役会長 (株)Yext 代表取締役会長
社 外 取 締 役	鳩 山 玲 人	ビジョン(株) 社外取締役 (株)鳩山総合研究所 代表取締役 Zホールディングス(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	島 田 亨	(株)USEN-NEXT HOLDINGS 取締役副社長COO 三谷産業(株) 社外取締役 ビジョナル(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	玉 塚 元 一	(株)デジタルハーツホールディングス 代表取締役社長CEO (株)デジタルハーツ 代表取締役社長 (株)Birdman 社外取締役 ラクスル(株) 社外取締役
社 外 取 締 役	鈴 木 則 義	電気興業(株) 社外取締役 LES ROIS MAGES JAPON(株) 代表取締役社長

(2) 社外役員に関する事項

重要な兼職の状況及び当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
社外取締役 (監査等委員)	夏野 剛	慶應義塾大学大学院 近畿大学 (株)ドワンゴ セガサミーホールディングス(株) グリー(株) (株)USEN-NEXT HOLDINGS 日本オラクル(株) (株)KADOKAWA	特別招聘教授 特別招聘教授 代表取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 社外取締役 取締役	慶應義塾大学大学院、(株)USEN-NEXT HOLDINGS、近畿大学以外の法人と当社との間に取引関係があります。
	吉田 望	(株)ノゾムドットネット (株)おだやかりピンゴ (株)朝日ネット	代表取締役 代表取締役 社外監査役	すべての会社と当社との間に特別な関係はありません。
	宇陀 栄次	ユニファイド・サービス(株) フォー・ユー・ライフケア(株) (株)Yext	代表取締役 取締役 代表取締役	(株)Yextは当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
社外取締役	鳩山 玲人	ピジョン(株) (株)鳩山総合研究所 Zホールディングス(株)	社外取締役 代表取締役 社外取締役	ピジョン(株)は当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
	島田 亨	(株)USEN-NEXT HOLDINGS 三谷産業(株) ビジョナル(株)	取締役 社外取締役 社外取締役	すべての会社と当社との間に特別な関係はありません。
	玉塚 元一	(株)デジタルハーツホールディングス (株)デジタルハーツ (株)Birdman ラクスル(株)	代表取締役 代表取締役 社外取締役 社外取締役	(株)デジタルハーツ、(株)Birdmanは当社との間に取引関係があります。 その他の会社と当社との間に特別な関係はありません。
	鈴木 則義	電気興業(株) LES ROIS MAGES JAPON(株)	社外取締役 代表取締役	すべての会社と当社との間に特別な関係はありません。

(3) 社外役員の主な活動状況

当事業年度における取締役会および監査等委員会での主な活動状況

取締役会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）		社外取締役	
夏野 剛	出席13回／13回	鳩山 玲人	出席12回／13回
吉田 望	出席13回／13回	島田 亨	出席13回／13回
宇陀 栄次	出席13回／13回	玉塚 元一	出席13回／13回
		鈴木 則義	出席9回／10回

(注1) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(注2) 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

社外取締役 鈴木則義 2020年6月25日開催の第35回定時株主総会にて選任され就任
取締役 稲積 憲 2021年3月31日付で辞任により退任

監査等委員会への出席の状況

社外取締役（監査等委員）	
夏野 剛	出席12回／13回
吉田 望	出席13回／13回
宇陀 栄次	出席13回／13回

取締役会における発言の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の各氏は、取締役会では専門的かつ中立的な立場から監督、助言等を行うなど積極的に意見を述べ、意思決定・業務執行の妥当性・適切性を確保するための適切な役割を果たしております。

監査等委員会における発言の状況

社外取締役（監査等委員）の各氏は、監査等委員会において取締役および使用人の職務の執行を監査する観点から、当社およびグループ会社の事業・経営管理状況等について質問を行い、意見を述べました。

(4) 取締役の報酬等の額

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、個人別報酬等の決定権限が経営会議によって適切に行使されるよう社外取締役によって構成される監査等委員会にて適切に監督する措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等は、原則として、在任期間中に、月額で定期的に支給する金銭報酬のみで構成します。

取締役（監査等委員を除く）のうち、社内取締役の報酬等の額は、中期経営計画の目標を達成させるために単年度毎の業績に責任を持たせることを目的として、個々の単年度毎の実績等を評価して決定します。

なお、月額報酬等のほか、会社の短期業績および経営環境等を踏まえて特に支給することが相当と認められる場合には、在任期間中に役員賞与を支給する場合もあります。

取締役（監査等委員を除く）のうち、社外取締役の報酬等の額は、取締役会における助言・監督等の職責を考慮し、固定報酬とします。

取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額の決定は、取締役会から委任を受けた経営会議が、社内取締役についてはその実績等を公正に評価した上で決定し、社外取締役については取締役会における助言・監督等の職責を踏まえて決定しており、その決定プロセスを監査等委員会にて適切に監督します。

経営会議は、代表取締役グループCEOファウンダー奥田耕己、代表取締役会長兼CEO船津康次、代表取締役社長兼COO奥田昌孝の3名で構成され、個人別の報酬等の額を決定する権限を有しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには経営会議が適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定します。

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	15名 (4名)	482百万円 (66百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	49百万円 (49百万円)
合 計 （うち社外取締役）	18名 (7名)	531百万円 (115百万円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、2021年2月26日付取締役会で決議された賞与33百万円が含まれております。
2. 取締役の金銭報酬は、2016年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額800百万円以内（うち社外取締役年額100百万円以内）と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、16名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査等委員の金銭報酬は、2016年6月22日開催の第31回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る報酬等の額（注）	98百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	154百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、transcosmos Korea Inc.および上海特思尔大宇宙商務咨询有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の法定監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 内部統制システムの基本方針

当社取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程に基づいて職務を執行する。コンプライアンスに関する研修等を通じて、全取締役のコンプライアンスに対する意識をさらに高め、それに基づいて職務の執行を徹底する。

取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、原則として月1回開催する。取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役の職務の執行を監査する。

内部統制関連法規の施行を受けて、内部統制システムの構築に関する基本計画を再策定し、弁護士、公認会計士等の外部のアドバイザーの協力の下、内部統制システムのさらなる充実を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関しては、取締役会規程に基づいて実施する。

職務の執行に係る文書その他の情報については、稟議規程、文書管理規程、契約書取扱規程、情報管理規程、情報セキュリティ管理規程の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しも行う。

これらの事務については、稟議規程・文書管理規程・契約書取扱規程は法務本部長が所管、情報管理規程・情報セキュリティ管理規程はコンプライアンス推進統括部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過等、適宜取締役会に報告する。

なお、業務を効率的に推進するために、業務システムの合理化やIT化をさらに推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査室は、代表取締役社長および監査等委員会の指揮命令のもと、内部監査規程に基づいて監査実施項目および方法を検討して監査計画を立案し、計画に基づく監査を行い、監査結果を報告する。

内部監査室の監査により法令定款違反が発見された場合、あるいはその他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は代表取締役社長および監査等委員会に速やかに報告することとする。

リスク管理は、リスクマネジメント基本規程に基づいてコンプライアンス推進統括部が担当する。

各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、損失の危険を発見した場合には速やかにコンプライアンス推進統括部に報告される体制を構築する。リスク情報の収集を容易にするため、コンプライアンス推進統括部の存在意義を従業員に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には速やかに組織を通じて報告するよう指導する。

内部通報制度規程を整備し、ヘルプライン等の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備する。内部通報制度では、取締役および使用人が監査等委員会へ直接通報等することができる体制をもって、組織的または個人的な不正・違法行為等に関する通報または相談の適正な処理を実施する。これにより、当社の業務に関する不正・違法行為等の不祥事の未然防止と良好な職場秩序を維持することで、顧客・ステークホルダー等の信頼を確保するとともに、あらゆる不祥事の早期発見と是正を図る。

プライバシーマーク、その他個人情報保護規程等に基づき情報管理体制の充実を図る。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制**

年次計画、中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに担当する組織とその業績目標を明確化し、取締役会において目標達成をレビューし結果をフィードバックすることにより、業務の効率性を確保し、また業績に連動した評価・報酬を実施する。

取締役会規程、職務権限運用要領および稟議規程に基づいて取締役の決裁権限と責任を明確にする。

取締役会は執行役員の業務の執行状況を管理・監督する。

経営会議規程に基づき取締役会から委任を受けた重要な事項については経営会議において慎重かつ迅速に意思決定を行う。

⑤ **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス行動憲章、コンプライアンス行動指針およびコンプライアンス規程を全使用人に遵守させる体制を整備する。

また、コンプライアンス行動指針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。

コンプライアンス推進統括部は、その担当役員を責任者として定期的にコンプライアンスプログラムを策定・実施し、使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンスに対する知識を高め、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する。

⑥ **子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社が定める関係会社管理規程に基づいて子会社の業績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ定期的に報告する社内体制を整備する。

⑦ **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）のリスク情報の有無を確認するために、子会社を担当する当社の各部門は、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況に応じて必要なリスク管理を行う。

子会社を担当する当社の各部門が、子会社における損失の危険の発生を把握した場合には、速やかに発見した損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役へ報告する。

⑧ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社に当該年次計画の作成を義務付け、予算配分等を定める。子会社の業績目標を明確化させ、業務の効率性を確保する社内体制を整備する。

⑨ **子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

当社は、子会社へ取締役または監査役を派遣し、派遣役員は子会社の取締役会へ出席するとともに、子会社の経営を管理する。当社の関係会社に対する経営管理部門は、関係会社管理規程に基づき、内部監査室と協力して子会社の監査を行い、子会社を指導する。

当社が重要と判断する子会社においては、毎年、その取締役や従業員に対し、当社と同等のコンプライアンス研修を実施する。

⑩ **監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務は内部監査室が補助する。内部監査室は、監査等委員会の指揮・監督のもと監査等委員会の監査業務をサポートする。内部監査室に所属する主要な使用人の人事異動、人事評価および懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑪ **取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

取締役および使用人は、以下のような項目を定期的に監査等委員会に報告することとし、監査等委員である取締役は取締役会や重要な会議に出席して報告を受ける。

- ・取締役会決議事項、報告事項
- ・月次、四半期、通期の業績、業績見通しおよび経営状況
- ・重要な開示資料の内容
- ・重要な組織・人事異動
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事項
- ・当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- ・内部監査室、コンプライアンス推進統括部の活動状況
- ・その他、重要な稟議・決裁事項

このほか、監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じた場合には、速やかに報告する体制を整備する。

⑫ **当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告するための体制**

当社グループの役職員は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。ただし、法令等の重大な違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、速やかに当社の監査等委員会に対して報告を行う社内体制を整備する。

当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社の監査等委員会に対して報告する。

⑬ **監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会に前2項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑭ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
当社は、監査等委員がその職務執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑮ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
取締役および使用人は監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
代表取締役は、監査等委員会と定期的な意見交換を行うとともに、監査等委員会が内部監査室との適切な意思疎通および効果的な監査業務を実施するための体制を構築する。

⑯ **適時適正開示を行うための体制**
適時開示規程に基づき、役職員に周知徹底を図るとともに、当社グループでの開示情報のレポートラインを構築する。経営会議において内容の適正性を確保し、適時適正開示を実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① **コンプライアンス**
取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を通じ、コンプライアンス意識の浸透を図り、コンプライアンスを遵守する意識を醸成する取り組みを継続的に行っております。また内部通報窓口の設置により内部告発者が情報提供をしやすい環境を整備しております。

② **リスクマネジメント**
当社および子会社からの事業の報告については、取締役会への定期的な報告のみならず、社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点については都度関係部署への指示を行い対策を実施しております。
また、リスクマネジメント基本規程を定めて、リスク管理体制の強化を推進しております。

③ **財務報告に係る内部統制**
金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施しております。当事業年度において開示すべき重要な不備は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

④ **内部監査**
内部監査計画に基づき業務監査を実施し、業務の適正化に努めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① **基本方針の内容**
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がな

された場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、お客様の満足度の大きさに価値を置き、企業価値の維持・向上に努めております。当社の企業価値の源泉は、①情報処理アウトソーシングビジネスの先駆けとして創業以来蓄積してきた総合的な「IT活用力」、②環境変化に即応し最新技術を創意工夫で融合させてゆくことのできる「人」の存在、③独立系企業としての強みを生かして構築された様々な「顧客との間の安定的・長期的な信頼関係」にあると考えております。当社株式の買付を行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取り組みの具体的な内容の概要

ア. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

中期経営計画

当社では、2019年度までに生まれた新たなモデルを大きく展開し、「Global Digital Transformation Partner」への動きを加速するため、2020年度から2022年度までの新中期経営計画を策定しました。

具体的な取り組みにつきましては、前記40頁「1 企業集団の現況に関する事項 (2) 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、取締役会の監督機能を高めることによりコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り企業価値を向上させることを目的として、株主の皆様のご承認を得て2016年6月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。現在(2021年3月31日時点)、18名の取締役のうち7名を独立性のある社外取締役とし、経営に対する監督機能を一層強化する体制となっております。

取締役会の運営面では、構成員である取締役が各々の判断で意見を述べ活発な議論が行われているほか、社外取締役の経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言等を得ております。また、当社は、執行役員制を導入しており、取締役会が担っている「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会は「意思決定・監督機能」を担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととしております。これにより業界特有の経営環境の変化に柔軟に対処できるよう迅速かつきめ細かい業務執行を実現しています。監査等委員につきましては、社外取締役3名により監査等委員会を構成し、取締役会等の重要な会議に出席するほか、内部統制部門を通じて、内部統制システムが適切に構築・運営されているか監視することで、当社および国内外子会社への

監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っております。また、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の指名・報酬について、その決定プロセスを監督しております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの具体的な内容の概要

当社は、2018年5月15日開催の取締役会決議および2018年6月21日開催の第33回定時株主総会決議に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、更新いたしました。本プランの概要については、次のとおりであります。

本プランの概要

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たさず場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時とされております。

上記の取り組みを更新するものとして、2021年6月23日開催の第36回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件」につき、議案を上程する予定であります。その詳細につきましては、本招集ご通知の株主総会参考書類をご参照ください。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	120,530	流 動 負 債	63,886
現金及び預金	49,903	買掛金	13,104
受取手形及び売掛金	56,436	短期借入金	2,548
商品及び製品	5,723	一年内償還予定の社債	48
仕掛品	1,481	一年内返済予定の長期借入金	87
貯蔵品	150	未払金	7,120
その他の金	7,128	未払費用	16,047
貸倒引当金	△293	未払法人税等	8,111
固 定 資 産	55,352	未払消費税等	6,270
有形固定資産	14,157	前受金	2,059
建物及び構築物	6,669	賞与引当金	5,462
車両運搬具	34	その他	3,024
工具器具備品	5,337	固 定 負 債	19,480
土地	826	社債	166
リース資産	1,121	長期借入金	16,246
建設仮勘定	168	繰延税金負債	1,191
無形固定資産	4,671	退職給付に係る負債	334
のれん	984	長期預り保証金	19
ソフトウェア	3,036	その他	1,521
リース資産	56	負 債 合 計	83,366
ソフトウェア仮勘定	253	純 資 産 の 部	
その他の	340	株 主 資 本	82,678
投資その他の資産	36,522	資本金	29,065
投資有価証券	9,628	資本剰余金	19,361
関係会社株式	9,293	利益剰余金	49,488
関係会社出資金	1,147	自己株式	△15,237
長期貸付金	1,117	その他の包括利益累計額	3,132
繰延税金資産	5,009	その他有価証券評価差額金	4,624
差入保証金	10,433	為替換算調整勘定	△1,492
その他の金	843	新株予約権	3
貸倒引当金	△950	非支配株主持分	6,702
資 産 合 計	175,883	純 資 産 合 計	92,516
		負債及び純資産合計	175,883

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	336,405
売上原価	270,518
販売費及び一般管理費	65,887
営業利益	48,135
営業外収益	17,752
受取利息	118
受取配当金	8
為替差益	214
雇用開発助成金	923
その他	385
営業外費用	1,650
支持分倒引	108
法による投資損失	380
引当金の繰入	660
その他	239
経常利益	1,389
特別利益	18,012
投資関係持企業の利益	107
有価証券売却益	285
会社分割立地の利益	318
土地助成金	193
その他	37
特別損失	942
固定資産除却損失	112
減損	155
投資有価証券評価損	537
持分の変動	162
その他	161
税金等調整前当期純利益	1,128
法人税、住民税及び事業税	9,635
法人税等調整額	△3,003
当期純利益	6,631
非支配株主に帰属する当期純利益	11,194
親会社株主に帰属する当期純利益	1,172
親会社株主に帰属する当期純利益	10,022

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	29,065	17,778	41,061	△15,236	72,669
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,907		△1,907
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			10,022		10,022
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動		1,582			1,582
連 結 範 囲 の 変 動			12		12
連 結 子 会 社 と 非 連 結 子 会 社 と の 合 併 に 伴 う 変 動			△14		△14
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減		1			1
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動			315		315
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	1,583	8,427	△1	10,009
当 期 末 残 高	29,065	19,361	49,488	△15,237	82,678

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 の 評 価 差 額 金	為 替 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	3,204	△1,677	1,527	3	3,769	77,969
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			—			△1,907
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			—			10,022
自 己 株 式 の 取 得			—			△1
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 変 動			—			1,582
連 結 範 囲 の 変 動			—			12
連 結 子 会 社 と 非 連 結 子 会 社 と の 合 併 に 伴 う 変 動			—			△14
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減			—			1
持 分 法 の 適 用 範 囲 の 変 動			—			315
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	1,419	185	1,604	—	2,932	4,537
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,419	185	1,604	—	2,932	14,547
当 期 末 残 高	4,624	△1,492	3,132	3	6,702	92,516

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,756	流 動 負 債	43,238
現金及び預金	23,881	買掛金	9,509
受取手形	31	未払金	5,867
売掛金	41,309	未払費用	9,386
商品	465	未払法人税等	6,736
仕掛品	346	未払消費税等	4,663
貯蔵品	95	前受金	589
前渡金	473	預り金	472
前払費用	2,049	賞与引当金	4,255
未収入金	877	その他	1,757
貸倒引当金	△38	固 定 負 債	19,852
固 定 資 産	56,083	長期借入金	16,000
有 形 固 定 資 産	9,075	債務保証損失引当金	3,080
建物	4,816	その他	772
工具器具備品	2,960	負 債 合 計	63,091
土地	707	純 資 産 の 部	
その他	590	株 主 資 本	62,695
無 形 固 定 資 産	2,307	資本金	29,065
ソフトウェア	1,934	資本剰余金	20,803
電話加入権	97	その他資本剰余金	20,803
その他	275	利 益 剰 余 金	28,063
投資その他の資産	44,700	利益準備金	2,092
投資有価証券	4,479	その他利益剰余金	25,971
関係会社株	27,578	繰越利益剰余金	25,971
関係会社出資	648	自 己 株 式	△15,237
関係会社長期貸付金	6,781	評価・換算差額等	1,052
繰延税金資産	4,359	その他有価証券評価差額金	1,052
差入保証金	6,543	純 資 産 合 計	63,747
その他	487	負 債 及 び 純 資 産 合 計	126,839
貸倒引当金	△6,178		
資 産 合 計	126,839		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		240,763
売上原価		193,566
売上総利益		47,197
販売費及び一般管理費		35,959
営業利益		11,237
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	197	
為替差益	285	
雇用開発助成金等	624	
その他	228	1,448
営業外費用		
支払利息	34	
貸倒引当金繰入額	1,960	
債務保証損失引当金繰入額	284	
その他	174	2,454
経常利益		10,232
特別利益		
関係会社清算益	84	
関係会社株式売却益	213	
企業立地助成金等	193	
その他	31	522
特別損失		
固定資産除却損失	74	
減損	46	
投資有価証券評価損	537	
関係会社株式評価損	1,319	
その他	5	1,983
税引前当期純利益		8,771
法人税、住民税及び事業税	7,652	
法人税等調整額	△2,626	5,025
当期純利益		3,746

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	29,065	20,803	20,803	1,901	24,323	26,225
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			—	190	△2,098	△1,907
当 期 純 利 益			—		3,746	3,746
自 己 株 式 の 取 得			—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	190	1,647	1,838
当 期 末 残 高	29,065	20,803	20,803	2,092	25,971	28,063

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△15,236	60,858	496	496	61,354
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△1,907		—	△1,907
当 期 純 利 益		3,746		—	3,746
自 己 株 式 の 取 得	△1	△1		—	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	556	556	556
事業年度中の変動額合計	△1	1,836	556	556	2,393
当 期 末 残 高	△15,237	62,695	1,052	1,052	63,747

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那須伸裕	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田義央	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トランス・コスモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

トランス・コスモス株式会社
取締役会 御中

P w C あらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	那須伸裕	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田義央	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トランス・コスモス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

トランス・コスモス株式会社 監査等委員会

監査等委員	宇陀 栄次	㊟
監査等委員	夏野 剛	㊟
監査等委員	吉田 望	㊟

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

メ モ

招集
通知

株主
総会
参考書類

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

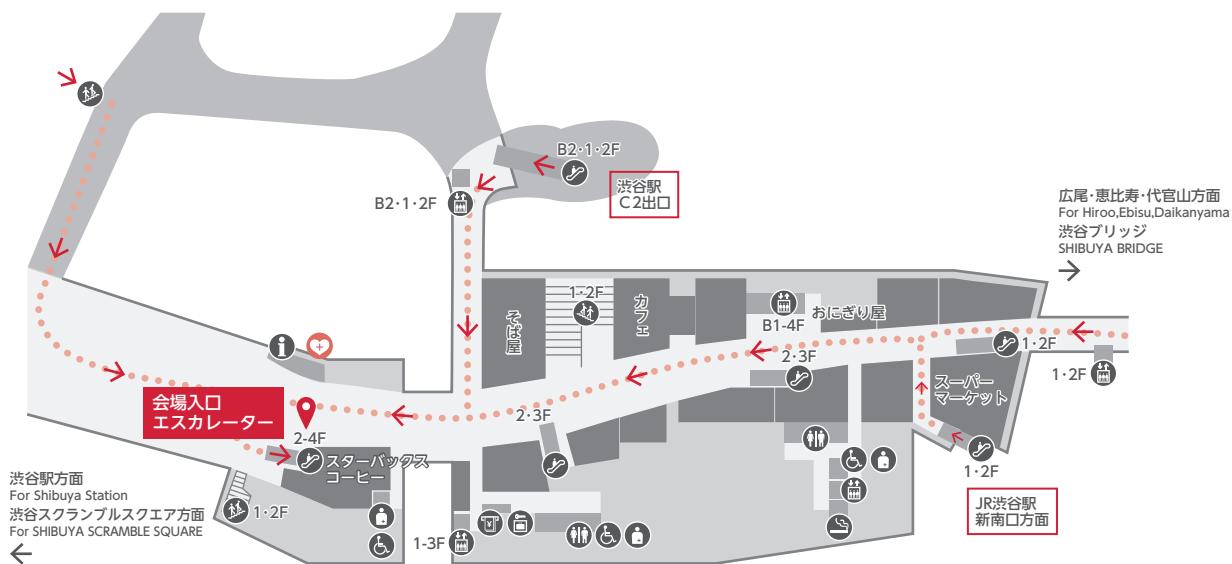
監査
報告

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

会場入口までのご案内図

(渋谷ストリーム ホール 2階フロアマップ)



- ・ 渋谷駅各出口より、渋谷ストリーム ホール2階のスターバックスコーヒーを目標にお進みください。
- ・ スターバックスコーヒーの隣にある会場入口エスカレーターをご利用のうえ、5階受付までお越しください。

株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区渋谷三丁目21番3号
渋谷ストリーム ホール

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



交通のご案内

- ・ 東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線「渋谷駅」C2出口直結
 - ・ JR線「渋谷駅」新南口より徒歩6分
 - ・ 東京メトロ銀座線「渋谷駅」より徒歩6分、京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩8分
- 車でお越しの場合は、駐車券のご用意はございませんのでご了承ください。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

